

条例名	施設等の名称	区分		改正前料金 ～R5.9.30	改正後料金 R5.10.1～
下川町公区会館等の設置及び管理に関する条例	公区会館	全館使用	4h以内	3,600円以内	3,663円以内
			1h(延長)	515円以内	528円以内
			全日	10,285円以内	10,472円以内
			暖房1h	308円以内	319円以内
		ホール	4h以内	2,571円以内	2,618円以内
			1h(延長)	308円以内	319円以内
			全日	5,142円以内	5,236円以内
			暖房1h	206円以内	209円以内
		和室	4h以内	1,543円以内	1,573円以内
			1h(延長)	206円以内	209円以内
			全日	3,086円以内	3,146円以内
			暖房1h	103円以内	110円以内
		調理室	1h	1,029円以内	1,045円以内
		拡声器	1日	515円以内	528円以内
		調理用具	1日	515円以内	528円以内
		テーブル(館外貸出時)	1台	103円以内	110円以内
		パイプ椅子(館外貸出時)	1脚	31円以内	33円以内
		座布団(館外貸出時)	1枚	31円以内	33円以内

※料金には消費税及び地方消費税が含まれています。

※端数処理の方法が「10円未満」から「1円未満」切捨てに変わるため、請求金額が円単位に変わります。